

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、平成27年に策定した「交野市第3次障がい者（児）福祉長期計画」において、「障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重される“かたのサイズ”のまちづくり」を基本理念として掲げ、取り組みを推進してきました。

このたび、第4次計画を策定するにあたって、本市のこれまでの取り組みを踏まえつつ、新たに以下の基本理念を掲げます。

【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、

共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、

互いに助け合い支え合えるまち 交野

2 基本的視点

本市の障がい者施策を推進する上で、施策全体に通底する3つの基本的視点を定めます。基本的視点は、「障害者権利条約」や「障害者基本法」における基本的な理念・原則に基づくものであり、本市の障がい者施策は以下の基本的視点に基づいて企画・実施・評価される必要があります。

基本的視点1：障がい当事者の権利の尊重と参加・選択の機会の確保

基本理念の実現のためには、何よりも障がいに基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障がい当事者の自己決定が尊重されなければなりません。就労・雇用・福祉サービスをはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がい当事者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう取り組みます。

基本的視点2：社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮の追求

「障害者基本法」では、障がいのある人を心身機能の障がいのみでとらえるのではなく、「社会的障壁」（障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）という社会との関係性によってとらえています。社会的障壁をなくすための負担が大きすぎない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障がいのある人が排除される社会を変えていかなければなりません。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障がい者施策に共通する指針となります。

基本的視点3：共に生きる地域社会の実現

障がいのある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また、障がいの有無にかかわらず、相互の人格と個性が認められ、差異と多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に生きる地域社会の実現につながります。また、手話を含む言語その他の意思疎通の手段や文字情報の音声化等、情報の入手・利用の手段についても、選択の機会を拡大していくことで、誰もが社会の一員として尊重され、互いに助け合い支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

3 基本目標と分野別施策

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標と9つの分野別施策を設定します。

【基本目標】

基本目標1 自立した地域生活の支援

分野1：障がい福祉サービスの整備・充実

分野2：保健・医療との連携強化

分野3：相談支援体制の強化

基本目標2 社会参加の促進

分野4：療育・保育・教育の充実

分野5：雇用・就労の推進

分野6：文化芸術・スポーツ活動等の推進

基本目標3 共生社会の実現

分野7：人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供

分野8：安心・安全に暮らせる生活環境の整備

分野9：地域福祉の推進